

別紙

下膳・食器洗浄等業務仕様書

岩手県立磐井・南光病院の下膳・食器洗浄等業務を委託するにあたり、安全かつ効果的に実施するため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務の範囲

岩手県立磐井・南光病院の食器洗浄処理業務及び配膳、下膳車清掃並びに岩手県立磐井病院(315床)及び岩手県立南光病院(256床)の配膳車・下膳車等の運搬(配膳車については、配膳後の回収のみ)とする。

2. 法令等の遵守

委託業務は、医療法及び同法施行規則の基準並びに食品衛生法に定められている基準に基づき食器などの洗浄及び消毒を適正に行なうこと。

3. 作業項目

別紙「下膳・食器洗浄等業務委託明細書」のとおり

なお、食器洗浄・配膳等の病院業務に支障のないよう、受託業務を完了するために必要な人員配置及び勤務体制を維持すること。

4. 従事実施と作業時間

(1)実施日 毎日行う

(2)作業時間 7時30分から21時30分までとする。ただし、病院が特に指示した場合はこの限りでない。

5. 作業従事者

(1)従事者は、作業中常に清潔な被服及び履物を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札を着けること。

(2)従事者は、満18歳以上の者とする。

(3)従事者は、本書に定める作業内容を十分行ない得る者とし、業務について十分経験を有する者を配置すること。

(4)従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行なう場合は、機敏に活動し他人に不快感を与えることのないようにすること。

6. 作業内容の徹底

受託者は、従事者に対し、この仕様書の内容を周知するとともに、業務に必要な知識の習得及び訓練を行うこと。

7. 作業実施上の注意事項

(1)配膳車、食器洗浄機等の機器の取扱いに注意し、建物、設備、備品等を損傷させないこと。

(2)病院の設備を使用する場合は、効率的な使用に努めること。

(3)作業中に破損箇所や破損品を発見した場合は、病院に報告すること。

(4)労働安全規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。

(5)食中毒、伝染病等の発生防止のため、清潔の保持に努めること。

(6)病棟での作業中は、患者の安静の妨げとならないよう静かに行うこと。

8. 接遇

病院事業の特殊性から、接遇については患者に不快感を与えることのないよう特に注意して業務を行うこと。

9. 守秘義務

業務上知り得た病院及び病院所属職員並びに患者等の秘密は他に漏らさないこと。

10. 健康診断及び検便

年2回の健康診断及び検便（月1回）並びに10月から3月までの期間（年6回）はノロウイルスの検便の検査を業務委託された業者の負担で行ない、その結果を病院長に報告するとともに、検査の結果、措置を必要とするものについては、病院の衛生管理者の指示に従うこと。

11. 使用材料

食器洗浄機用洗剤、及びリンス剤、並びに身につけるマスク・帽子等は業者負担とする。洗剤及びリンス剤は、使用する前に病院の許可を受けること。又、変更する場合も同様とする。その他の物品については、病院から支給された物品以外業者負担とする。

12. 従事者の注意事項

- (1) 伝染病、伝染病の保菌者、化膿性創傷、伝染性皮膚疾患又は、下痢性疾患のある者は、業務に従事しないこと。
- (2) 家族又は、近隣に伝染病発生の場合は速やかに申し出て責任者の指示を受けること。
- (3) 爪は短く切り、常に清潔にしておくこと。
- (4) 被服は、清潔なものを着用すること。
- (5) 就業前、用便後、電話使用後又は不潔なものに触れた場合は、その都度手・指の洗浄消毒を行なうこと。
- (6) 作業中は、専用の調理衣、帽子あるいは三角巾、履物及びマスクを着用し作業のない時又は用便の際に着用しないこと。
- (7) 作業中は、指定場所以外での喫煙・放痰等の不潔な行為をしないこと。
- (8) 作業場所の清潔保持に努めること。

13. 災害等発生時の対応

- ・災害等発生時は、磐井病院職員の指示を受け、現場の状況確認や応急措置等を講ずるものとする。
- ・異常又は事故が発生（発見）したときは、臨機に適切な措置を講ずるとともに、磐井病院職員の指示を受け対応するものとする。

14. 緊急コール・Vコールへの対応について

緊急コール・Vコールの院内放送があった場合は、院内関係マニュアルに沿って行動すること。

※緊急コール・・・院内で患者が急変した際に診療科を越えて医師や院内職員が参集する緊急の呼び出し

※Vコール・・・暴言暴力事例が発生した場合に、他部署から職員が参集する防犯体制の呼び出し

15. 作業責任者の選任

受託者は、病院との連絡調整にあたらせるため、従事者の中から作業責任者 1 人を選任し、病院に届け出るものとする。

16. 完了報告

毎日の委託業務が完了した都度、下膳業務等実施報告書を提出するものとする。

17. その他

業務上発生したインシデント、アクシデントについては、必ず病院に報告すること。

従事者に対し、適切な研修を行うとともに、病院が主催、指定する研修に参加させること。

従事者は、来院者や職員等の駐車の妨げにならない範囲で職員駐車場の利用ができること。

別紙

下膳・食器洗浄等業務委託明細書

1 患者食事時間

朝食 8時から

昼食 12時から

夕食 18時から

2 日常業務

- (1) 下膳車の運搬・回収、清拭（病棟下膳場所への設置、回収、南光病院への運搬含む）
- (2) 配膳車の回収（南光病院への回収含む）、清拭（医局 配膳車の清拭含む）
- (3) 哺乳瓶の回収、洗浄
- (4) 下膳、残食状況記入
- (5) 食器浸漬、洗浄、漂白
- (6) 洗浄室、配膳車プールの清掃
- (7) 病棟下膳車指定場所の清掃（南光病院含む）
- (8) 残菜・塵芥の処理

3 定期業務

- (1) 配膳車、下膳車の特別清掃

1週間に2回、配膳車及び下膳車を洗剤等で入念に研磨した後、洗浄し薬液等で清拭する。
※毎回塩素系の洗剤で清拭する。清拭後は、水で良く拭き乾いた布で空拭きする。（ノロウイルス対策）

4 作業手順（1日の作業の流れ）

- (1) 朝食時

- ① 下膳車の運搬：下膳車を清拭した後、栄養管理科から各病棟の指定場所に運搬する。
- ② 配膳車の回収：各病棟で配膳の終了した配膳車を順次、栄養管理科に降ろし、洗浄室で清拭後、栄養管理科職員に引き渡す。
※配膳車の運搬・設置は栄養管理科職員が実施する
- ③ 哺乳瓶の回収：3階西病棟調乳室から使用済みの哺乳瓶を配膳車とともに栄養管理科に降ろす。
- ④ 下膳車の運搬：各病棟から下膳車を栄養管理科に降ろし、洗浄室に運搬する。
- ⑤ 残食状況確認：残食状況をチェックし、所定の用紙に記入する。
- ⑥ 食器洗浄：食器を下膳車から降ろし、残菜を取り除きながら、同型毎にかごに収納し、水槽に浸漬した後、食器洗浄機で洗浄する。取り除いた残菜は塵芥処理室に運搬する。
- ⑦ 哺乳瓶洗浄：回収した哺乳瓶を哺乳瓶洗浄機で洗浄し、所定の場所に収納する。
- ⑧ 食器の消毒、保管、引き渡し：洗浄された食器は、食器洗浄機から取り出し、食器保管

庫に収納して、指定の温度及び時間を設定して消毒し、
栄養管理科職員に引き渡す。

- ⑨遅膳回収 :④で回収できなかった食器を各病棟を巡回して回収し、水槽に浸漬する。
- ⑩洗浄室の清掃 : 食器洗浄機、水槽、食器保管庫、洗浄室の床等は、使用した都度清掃する。

(2) 昼食時

- ①下膳車の運搬 : 下膳車を清拭した後、栄養管理科から各病棟の指定場所に運搬する。
- ②配膳車の回収 : 磐井病院・南光病院の各病棟、磐井病院外来透析室及び南光病院デイケアで配膳の終了した配膳車を順次、栄養管理科に降ろし、洗浄室で清拭後、栄養管理科職員に引き渡す。
※配膳車の運搬・設置は栄養管理科職員が実施する
- ③哺乳瓶の回収 : 3階西病棟調乳室から使用済みの哺乳瓶を配膳車とともに栄養管理科に降ろす。
- ④下膳車の運搬 : 各病棟から下膳車を栄養管理科に降ろし、洗浄室に運搬する。
- ⑤残食状況確認 : 残食状況(残数及び計量)をチェックし、所定の用紙に記入する。
- ⑥食器洗浄 : 食器を下膳車から降ろし、残菜を取り除きながら、同型毎にかごに収納し、水槽に浸漬した後、食器洗浄機で洗浄する。取り除いた残菜は塵芥処理室に運搬する。
- ⑦哺乳瓶洗浄 : 回収した哺乳瓶を哺乳瓶洗浄機で洗浄し、所定の場所に収納する。
- ⑧食器の消毒、保管、引き渡し : 洗浄された食器は、食器洗浄機から取り出し、食器保管庫に収納して、指定の温度及び時間を設定して消毒し、
栄養管理科職員に引き渡す。
- ⑨遅膳回収 :④で回収できなかった食器を各病棟を巡回して回収し、水槽に浸漬する。
- ⑩洗浄室の清掃 : 食器洗浄機、水槽、食器保管庫、洗浄室の床等は、使用した都度清掃する。

(3) 夕食時

- ①下膳車の運搬 : 下膳車を清拭した後、栄養管理科から各病棟の指定場所に運搬する。
- ②配膳車の回収 : 各病棟で配膳の終了した配膳車を順次、栄養管理科に降ろし、洗浄室で清拭後、栄養管理科職員に引き渡す。
※配膳車の運搬・設置は栄養管理科職員が実施する
- ③哺乳瓶の回収 : 3階西病棟調乳室から使用済みの哺乳瓶を配膳車とともに栄養管理科に降ろす。
- ④下膳車の運搬 : 各病棟から下膳車を栄養管理科に降ろし、洗浄室に運搬する。
- ⑤残食状況確認 : 残食状況をチェックし、所定の用紙に記入する。
- ⑥食器洗浄 : 食器を下膳車から降ろし、残菜を取り除きながら、同型毎にかごに収納し、水槽に浸漬した後、食器洗浄機でその日のうちに洗浄する。取り除いた残菜は塵芥処理室に運搬する。
- ⑦食器の消毒、保管、引き渡し : 洗浄された食器は、食器洗浄機から取り出し、食器保管庫に収納して、指定の温度及び時間を設定して消毒する。

- ⑧遅膳回収 :④で回収できなかった食器を各病棟を巡回して回収し、水槽に浸漬する。
- ⑨洗浄室の清掃：食器洗浄機、水槽、食器保管庫、洗浄室の床等は、使用した都度清掃する。
- ⑩施錠管理 :火の元、施錠を確認する。

5 食器洗浄について

- (1)洗剤は、製品毎の使用基準を守ること。
- (2)食器等の種類毎に随時一斉に漂白し磨くこと。
- (3)汚れの著しいものは選別し、洗浄、漂白、研磨を行うこと。洗浄後もなお汚れが付着している場合は、再度洗浄すること。
- (4)食器の材質により、適合する専用の漂白剤を使用すること。
- (5)食器は、丁寧に取り扱うこと。
- (6)食器を床に直に置かないこと。

6 食器洗浄機について

- (1)食器洗浄機の取扱いについて、取扱説明書等を熟読し、事故のないように十分に注意すること。又、使用後は手入れをすること。
- (2)使用後は電源を必ず切ること。
- (3)器械に異常を感じたときは、速やかに甲に報告し、指示を仰ぐこと。

7 残菜処理について

- (1)残菜は、下膳の都度処理すること。
- (2)ポリバケツ等の上にざるを置いて水切りを行い、指定のゴミ袋に収集して、塵芥処理室に運搬すること。
- (3)蠅、ゴキブリ、鼠その他有害不快害虫の発生防止のため、残菜処理の後始末に特に注意をすること。

8 清掃について

- (1)清掃箇所は、洗浄室、消毒保管庫、専用エレベーター、配膳車プール及び各病棟下膳場所とし、専用のモップ等を用いて毎日清掃すること。

①床の清掃

- ア 塩ビシート等化学建材使用の箇所は、塵埃除去後、固く絞った水拭きモップを使用して拭くこと。
- イ 塗床は、塵埃を掃き、モップで水拭きし、残水のないようにすること。
なお、汚れの著しい箇所は、デッキブラシで水洗いすること。

②その他の清掃

- ア 壁、窓等は、手の届く範囲で塵埃を払い、必要部分は清水にて雑巾拭きすること。
- イ 流しは洗剤とたわしを用いて水垢を落とし水拭きすること。
- ウ 茶殻、紙くずその他のゴミは、指定のゴミ袋に収集して、ゴミ置き場に運搬すること。

9 その他

(1) 食器には、お膳を含むものである。

(2) 配膳車・下膳車等の運転は、専用エレベーター（南光病院は業務用エレベーター）を使用すること。

